

生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」を設け、さらに各地域に「分科会」を設けて地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議することとしています。

このたび千葉分科会では、乗合バスを運行するバス事業者から今後の運行について協議の申出のあった路線について、別添のとおり協議しましたので、その結果を公表します。

令和5年6月5日

千葉県バス対策地域協議会千葉分科会

(事務局：千葉県総合企画部交通計画課内)

電話：043（223）2063

別記第 7 号様式

千葉県バス対策地域協議会第 1 回分科会協議結果総括表

分科会名:千葉県分科会
協議年月日:令和 5 年 4 月 1 3 日

協 議 路 線				関 係 市 町 村	分科会における協議結果	備考
事 業 者 名	路 線 名	起 点 ・ 終 点 (経 由 地)	協 議 申 出 内 容 (実施予定年月日)			
千葉中央バス 株式会社	おまご線	千城台駅・千城台駅 (沖十文字バス 乗換場、 農政センター)	国県補助を受けて 運行を維持する。 (令和 5 年 10 月 1 日)	千 葉 市 市 八 街 市	生活路線として必要であり、申出どおり国、県及び関係市(千葉市)の補助を受けて運行を維持する。 (補助対象期間:令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日)	

令和6年度地域間幹線系統確保維持計画

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な 目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	千葉中央バス(株)	おまご線	千城台駅・千城台駅 (沖十文字バス乗換場、農政センター)	・地域の通勤通学や生活上、重要な路線 ・モノレール千城台駅への交通手段及びモノレール利用の推進 ・八街市在住者の通学需要大及び利便性の向上	令和5年度と比較して収支率1%以上改善	・通勤・通学客の利便性を向上させるため、デジタル定期券の導入を推進する。	令和6年5月	千葉中央バス(株)
						・地元自治会、千葉市、バス事業者からなる運行協議会に地元事業者を加え、観光資源と連携を図ることで、地域住民や観光客に愛されるバス路線を目指す。	令和5年10月以降実施	千葉中央バス(株) 千葉市、地元自治会、地元事業者
						・千葉都市モノレール及び八街市コミュニティバスとの連携（経由地で乗継可）について協議し、パンフレットの配布場所拡大等利用改善を図る。	令和5年10月以降実施	千葉市、八街市
						・バス運行情報のオープンデータ化により、Googleでの経路検索に対応させ、利用者への利便性向上を図る	令和5年10月以降実施	千葉市
						・千葉市内に転入してきた方や市内の区をまたいで引っ越しされた方を対象に配布する「公共交通利用促進リーフレット」に「鉄道・モノレール・バス路線図」のQRコードやおまご沿線の観光スポットを掲載し、利用促進を図る。	令和5年10月以降実施	千葉市
						・モバイルチケットの導入による利用者利便の向上	令和5年10月以降実施	千葉中央バス(株)、千葉市、地元自治会

						おまご線についても記載している 八街市公共交通マップを活用し、 市HP等で情報発信して利用促進 を図る	令和5年10月以降 実施	八街市
--	--	--	--	--	--	--	-----------------	-----